

# 令和4年9月定例会 常任委員会

## 土木委員会

- (1) [知事提出議案](#)：可 決…14件
- (2) [議員提出議案](#)：可 決…1件

( 9月30日(金))

神山悦子委員

土17ページ、県営住宅改善費の繰越し理由を聞く。

建築住宅課長

白河市内の県営住宅松風の里団地において、住宅内部のバリアフリー化やユニットバス化等のリフォーム工事を行うものであるが、応札者なしの入札不調が2回発生し必要な工期が確保できなくなったため、繰越しを行うものである。

神山悦子委員

応札者がいなかった理由を聞く。

建築住宅課長

給排水の機械設備工事について、県、市町村の公共工事や民間工事がかなり立て込んでおり、また、本年3月の地震被害への対応が重なったこともあり、技術者や作業員の確保が困難であるとの理由である。

神山悦子委員

今後の見通しを聞く。

建築住宅課長

現在は立て込んでいるが、契約締結予定の12月頃には何とか対応できる見込みである。

神山悦子委員

引き続き業者の選定をよろしく願う。

次に、土68ページ、港湾施設管理運営費（小名浜港）の債務負担行為補正と土86ページ、小名浜港の荷役機械建造工事の内容を聞く。

港湾課長

土68ページの債務負担行為補正で行う荷役機械の更新については、既設のガントリークレーンの制御盤を更新するもので、機械の一部の部品を交換する内容である。また、土86ページの荷役機械建造工事については、老朽化が著しい多目的クレーンを更新するもので、機械全体を新しく整備する内容である。

神山悦子委員

次に、土87ページ、福島空港の化学消防車更新について、現在は何台あり、今回の更新により何台となるのか聞く。

空港施設室長

現在は3台ある。そのうちの1台について、平成16年に購入してから18年が経過し、老朽化が著しいため更新するものであり、台数は変わらない。

神山悦子委員

次に、土89ページ、条例の一部改正について、低炭素建築物新築等計画の認定の申請類型を「住宅部分」、「非住宅部分」、

「建築物全体」に変更する理由を聞く。

建築指導課長

関係法令である都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則が改正され、認定を受けるために必要な省エネルギー性能の基準がZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）水準という高い水準に引き上げられる。認定申請単位について改正前は、例えばマンションなどの共同住宅の場合、廊下を含まない住戸部分のみでの申請が可能だったが、改正により住戸と廊下を含む建物全体として申請するルールになった。この改正に合わせ、そのような申請に対応できるよう条例を改正するものである。

神山悦子委員

手数料についてはどのように変わるのか。

建築指導課長

手数料については、例えば共同住宅の場合、住戸の戸数と廊下の面積に応じて合算して算定しており、条例改正後においても算定方法に変更はない。

神山悦子委員

8月3～4日の豪雨災害について聞く。日本共産党福島県議団も喜多方市、西会津町、磐梯町等を調査してきたが、今回に限らず、災害査定のための書類作成が大変だと聞いた。その辺りについては今回どのように対応したのか。

河川整備課長

災害査定については、今回簡素化が図られており、実地査定ではなく机上査定が可能となる金額の上限が引き上げられている。また、従来は実測の図面が必要だったが、簡素化によりグーグルマップ等の航空写真等を用いることが可能とされている。

神山悦子委員

今回の災害から簡素化されたとの理解でよいか。

また、要請があれば、県からも職員派遣や応援を行っているのか。

河川整備課長

簡素化が適用されるか否かは災害規模による。今回の災害は激甚な災害ということもあり、災害査定の簡素化が適用になっている。

市町村に対する応援については、各建設事務所において災害査定の準備や申請に係る支援、実際の査定時のバックアップ等を行っている。

神山悦子委員

一定の災害規模以上との話であるが、今回簡素化された件数はどの程度なのか。

河川整備課長

今回受ける災害査定については、全て簡素化が適用される。

神山悦子委員

引き続き市町村の支援をよろしく願う。

次に、喜多方市山都町相川本木地区における土砂崩れについて聞く。崩れたのり面の上部は農林水産部所管の土砂災害警戒区域になっているようであるが、道路側ののり面は土木部所管ではないかと思う。その辺りについて、両部において今後どのように対応するのか、現時点での考えを聞く。

砂防課長

土木部においては、基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等として7,900か所以上の指定を行っている。また、農林水産部においても地滑りが起こるような箇所的基础調査を行っており、今回の箇所については農林水産部の土砂災害警戒区域に指定されている。そのような箇所については、今後、必要なソフト対策等を行っていくこととなる。ただし、道路管理

者などほかの管理者がいる箇所については、その管理者が対応することとなる。

神山悦子委員

農林水産部に聞いたところ、確かに区域を指定してソフト対策を行うとのことであるが、のり面の道路側のコンクリートについては道路管理者である土木部が対応するはずとの話であった。コンクリートが住宅の前までできておらず、コンクリートがない箇所の土砂が崩れ落ちて住宅被害を受けた住民がいたが、道路管理者としてなぜコンクリートによって土砂が落ちないようにしなかったのか。住まいを守る観点で対応すべきではないかと思う。部長どうか。

土木部長

今般の線状降水帯を伴うような集中豪雨は今後も起こり得るとの意識を持ち、県民の安全・安心を守るためのインフラをつくり守っていくことが最大の責務であると考えている。そのような観点から、道路を含む公共土木施設全般について、引き続き必要な点検をしっかり行いながら、適切に安全を確保するための対応を進めていきたい。

神山悦子委員

今後とも、住まいも守るとの観点に立って対応願う。